

「バイオマス活用推進基本法の成立と、バイオマスをめぐる最新の法動向」

講師：東海農政局企画調整室 稲本氏

日時／場所：平成 21 年 12 月 7 日／岡崎商工会議所 中ホール

平成 21 年 12 月 11 日／ハートフルスクエアG 大研修室

平成 21 年 12 月 16 日／三重県総合文化センター 中研修室

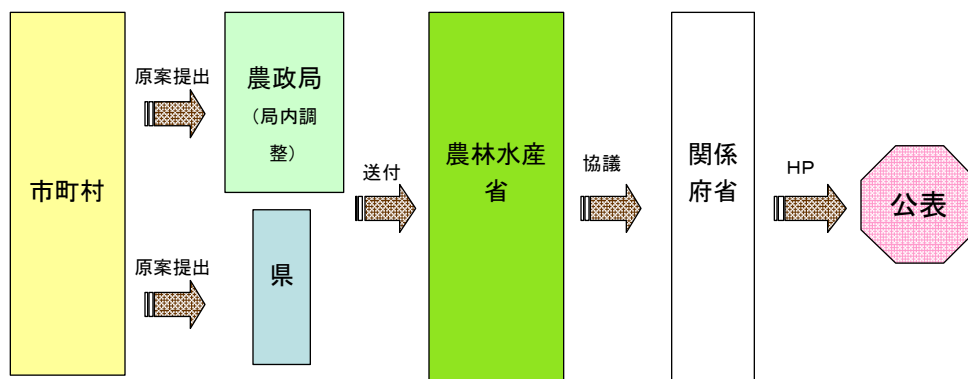
【バイオマスタウン構想について】

■バイオマスタウン構想とは

バイオマスタウン構想とは、市町村等がバイオマスの利活用構想を描くものです。このバイオマスタウン構想は、バイオマスニッポン総合戦略に掲げられており、2010 年度までに、300 地区程度でのバイオマスタウンを策定する事を目標としています。現在では、221 地区がバイオマスタウン構想を策定しており、東海三県では、愛知県の豊橋市、田原市、名古屋市、豊川市・小坂井町、岐阜県の白川町、揖斐川町、恵那市、三重県の伊賀市がバイオマスタウン構想を策定しています。

■バイオマスタウン構想策定手順

構想策定の手順としては、まず市町村においてバイオマスタウン構想原案を作成し、その原案を県および農政局に提出します。提出された原案は、農林水産本省に送付され、関係府省と協議された後、承認された場合は、プレスリリースとともに HP で公表されます。



■バイオマスタウン構想の内容

市町村が作成するバイオマスタウン構想の原案には、以下のような内容が記載されることになります。対象地域、構想の主体、地域の現状、バイオマスタウン形成上の基本的な構想、バイオマスタウン構想の実施により期待される利活用目標及び効果、対象地域における関係者を含めたこれまでの検討状況、地域のバイオマス賦存量及び現在の利用状況、地域のこれまでのバイオマス利活用の取組状況です。

■バイオスタウン公表基準

農林水産省および関係府省がバイオスタウン構想を公表する基準は、地域に賦存する廃棄物系バイオマスの90%以上であること、または未利用系バイオマスの40%以上の活用に向け、総合的なバイオマス利活用を進めるものであることなどです。

【地域バイオマス利活用交付金について】

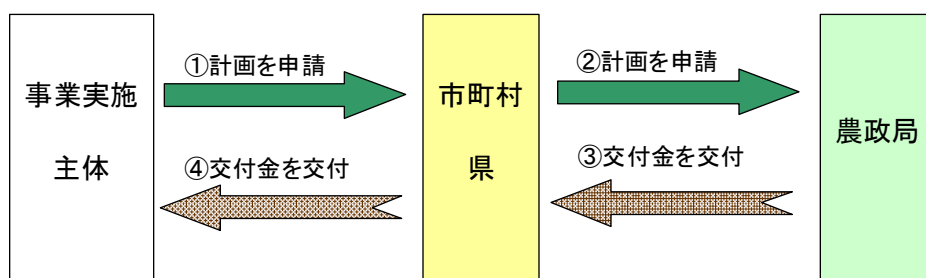
■地域バイオマス利活用交付金とは

地域バイオマス利活用交付金とは、地域で発生、排出されるバイオマス資源を利活用するために必要な取組を支援する事を目的とした交付金です。支援内容としては、(1)市町村が行うバイオスタウン構想策定の取組の支援（ソフト事業）、(2)バイオマスの変換施設等の整備の支援（ハード事業）があります。ハード事業の交付対象者は、農業者の組織する団体、農業協同組合、NPO法人、民間法人、市町村、都道府県等です。

補助率は、1/2相当（但し、民間事業者は原則として1/3相当）であり、市町村などにおいて、バイオスタウン構想又はバイオマス利活用の中期的方針が策定されていることが必要です。

■交付金交付の流れ

交付金交付の流れとしては、まず事業実施主体が計画を各市町村県に申請します。それを受けた市町村・県が農政局に申請を行い、そこで承認された場合は、農政局が市町村・県に交付金を交付し、その後で市町村・県から各事業実施主体へ交付金が交付されます。以上からわかるようにこの交付金は、経済産業省等の補助金のように直接国から事業実施主体へ支払われるのではなく、市町村に支払われた後に、事業実施主体へ支払われるという特徴があります。



【バイオマス活用推進基本法について】

■バイオマス活用推進基本法とは

バイオマス活用推進の基本理念を定めることによって、バイオマス活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与することを目的とし定められた法律です。

現段階では、まだ理念的な話であり、具体的な施策に関しては、これから協議していくことになっています。またこの法律で政府は、バイオマス活用推進基本計画を策定しなければならないことになっているため、2009年10月10日に、第一回のバイオマス活用推進会議が開催されました。2010年の春を目途に、基本計画をまとめる予定です。また、県及び市町村はバイオマス活用推進計画を策定するように努めなければならないという努力規定が定められています。

【農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原料としての利用の促進に関する法律について】

■農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原料としての利用の促進に関する法律とは

農林漁業有機物資源の新たな需要の開拓やその有効な利用の確保、またバイオ燃料の生産の拡大を図るための支援措置を講じることにより、農林漁業の持続的かつ健全な発展、エネルギーの供給源の多様化に寄与することを目的に定められた法律です。事業計画を国に提出し、認可されると金融上、税制上の支援措置を受ける事ができます。

具体的には、農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が原材料生産と燃料製造に取り組む場合、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に資する研究開発事業取り組む場合に支援措置が講じられます。なお支援を受けるためには、計画書の申請が必要であり、プラント等を設置した後に事業計画を提出しても適用されないので注意が必要です。